



福岡医発第 645 号（地）

令和 4 年 5 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

（公 印 省 略）

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

地域支援事業につきましては、厚生労働省において実施要綱等が示されており、本件については、令和 4 年 4 月 4 日付け福岡医発第 30 号（地）文書等においてご連絡申し上げたところです。

今般、今年度の地域支援事業の実施にあたり、「地域支援事業交付金の交付について」の一部が改正された旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありました。

主な改正点として、基準額の計算式について令和 4 年度の計算式に改正することや、介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る個別協議様式等、様式の記載について必要な改正を行うほか、その他の様式についても、時点変更等所要の改正が行われております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該通知等につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム内にも掲載されておりますことを申し添えます。

掲載先：日本医師会ホームページメンバーズルーム

「介護保険＞地域支援事業」

<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/chiikishien/>

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎

会長 島田昇二郎

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、地域支援事業につきましては、厚生労働省において実施要綱等が示されており、本会からも、令和4年3月30日付（介187）文書等にてお知らせしているところです。

今般、今年度の地域支援事業の実施にあたり、「地域支援事業交付金の交付について」の一部が改正されましたので情報提供申し上げます。

主な改正点として、基準額の計算式について令和4年度の計算式に改正することや、介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る個別協議様式等、様式の記載について必要な改正を行うほか、その他の様式についても、時点変更等所要の改正が行われております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会及び会員の先生方への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、当該通知等につきましては、「日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-地域支援事業」に掲載することを申し添えます。

<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/chiikishien/>

記

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.1078

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

(令 4.5.20 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 地域包括ケア推進係)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「地域支援事業交付金の交付について」の

改正点について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1078

令和4年5月20日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3986）

FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 20 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）の一部を改正しました。

つきましては、改正後全文を以下 URL に掲載し、改正点について別紙のとおりまとめましたので、貴管内市町村への周知等をお願いいたします。

【地域支援事業交付金の交付について】（厚生労働省 HP）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000941160.pdf>

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894

「地域支援事業交付金の交付について」の主な改正点

(1) 基準額の計算式

令和3年度の上限額の計算式について、令和4年度における高齢者の伸び率を乗じる等、令和4年度の計算式に改正する。

(2) 提出様式の改正

介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用案については、先般『地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の上限制度の運用について』（令和4年3月28日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）によりお示ししたところであるが、これに基づき、上限額引き上げに係る個別協議様式等、様式の記載について必要な改正を行う。（なお、上限制度の運用の詳細を定めた「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」（平成27年6月5日老発0605第5号）についても追って改正予定である旨、申し添える。）

また、その他の様式についても、時点変更等所要の改正を行う。